

指 定 書 (例)

国住指第〇〇〇〇号
平成 18 年 月 日株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇 様

国土交通大臣 北側 一雄

下記の炭素繊維の引張りの許容応力度及び材料強度について、平成 13 年国土交通省告示第 1024 号第一第十五号及び第二第十四号の規定に基づき、下記のとおり数値を指定する。

記

1. 名称

〇〇〇〇〇

2. 指定する数値

短期に生ずる力に対する 引張りの許容応力度 (N/mm ²)	引張りの材料強度 (N/mm ²)
$\frac{F}{1.5}$	F
この表において F は、次の式によって計算した炭素繊維の有効ひずみ 0.7% に相当する引張強度 (単位 N/mm ²) とする。 $F = 0.007E$ この式において、 E は炭素繊維のヤング係数で、230 (単位 kN/mm ²) とする。	

3. 適用範囲

許容応力度及び材料強度の数値の適用は、当該炭素繊維を用いた部分の設計及び施工を平成 18 年 5 月 8 日付け国住指第 501 号別添「あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針」に基づき行う場合に限る。

4. 指定した建築材料の内容

別添のとおり

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。